

生駒市 寄附によるまちづくり



生駒市は市民の皆さまからの寄附を暮らしやすく魅力あるまちづくりに活用しています。

寄附の使いみちは選んでいただくことができ、これまで地域に恩返しをしたい、地域のために役立てて欲しいとお申し出いただいた方から寄附をお受けし、寄附者の想いを見るかたちで残してきました。このチラシでは遺贈寄附についてご案内し、「想いがかたちになった実例」をご紹介します。生駒市への寄附にご興味をお持ちの方は、お気軽に市役所・企画政策課までお問い合わせください。

想いがかたちになった実例

生駒駅前図書室は、寄附者の名前を入れた「木田文庫」という愛称が付いています。寄附者の故木田氏は、「人生の最後に自分に何ができるかと考えていました。図書館は誰もが知識を得られる知の宝庫。市民の皆さんよく利用される施設に、貯金してきたお金を大切に活用してください。生きた証を残すことができ感謝しています。」と話されていました。いただいた寄附は、ご本人の意向どおり、生駒駅前図書室をはじめ生駒市の図書館の充実のために大切に使わせていただいている。



生駒市在住の人から、こどもたちをはじめ、多くの人に使ってもらいたいという想いを込めて、斯坦ウェイ製ピアノ購入費やたけまるホールのピアノ保管庫など、施設改修費として多額の寄附をいただきました。さらにその想いに賛同した方々からも寄附をいただき、設置されたものです。



あなたの意志と資産 生駒に残しませんか

—ふるさとに相続するという選択—



人生最期にふるさとへの社会貢献として、ご遺産の一部を寄附することを希望する方や、相続された財産の寄附を考える方が増えています。いま寄附をするには「これから生活費や医療費がどのくらい必要かわからないので不安」という方にとって、亡くなつてから市に資産を寄附する遺贈寄附は、簡単な手続きで安全・安心です。ご遺産を寄附するという選択肢は、生活の質をたもちつつ希望の社会貢献の意思も示せる最適な手段です。生駒市にあなたの想いを残しませんか。

遺贈寄附とは

生前に遺言書や信託など一定の条件を満たした方法によりご本人の意思を遺して

おき、お亡くなりになった後にご遺産の一部またはすべてを寄附することを「遺贈寄附」といいます。寄附者は
遺言書を書かれたご本人（遺言者）や信託に申し込まれたご本人（委託者）になります。遺贈寄附する分の遺
産は「最初から相続財産ではなかった」とされるため、相続税の対象にはなりません。

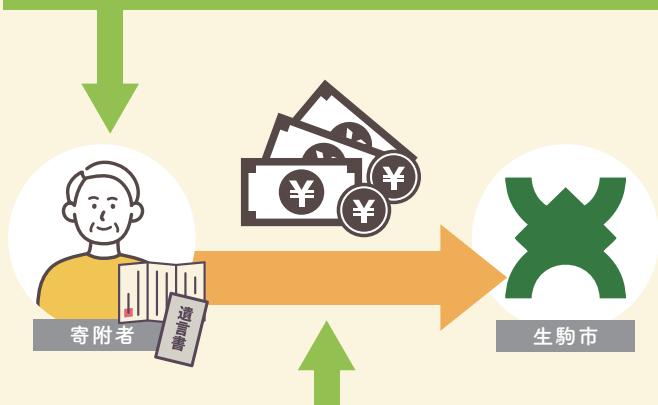
寄附者：遺言者（ご本人）もしくは委託者（ご本人）

相続税：遺贈寄附した財産は相続税の課税対象外になります。

遺言書による寄附

生前に遺言書を作成しご本人の意思を遺しておき、お
亡くなりになった後にご遺産を寄附する方法です。お
亡くなりになった後、遺言書の内容に則り寄附がなさ
れます。

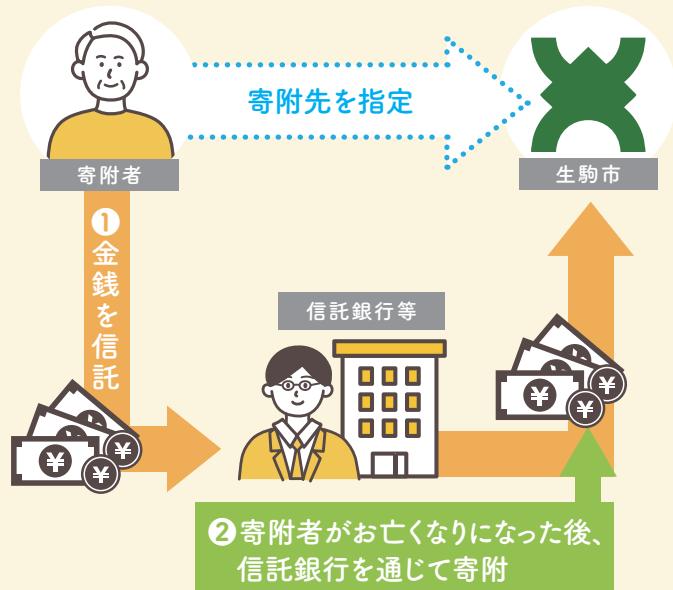
①寄附先へ遺贈する旨の遺言書を作成



②遺言者（寄附者）がお亡くなりになった後、
遺言書の内容に則り寄附される

遺言代用信託

寄附者が信託銀行等に金銭を信託しておき、お亡くな
りになった後、信託銀行等があらかじめ指定した受取
人に信託財産を支払う仕組で、遺言書作成の手間が
かかりません。遺言代用信託の受取人を生駒市にする
事で寄附することができます。



お問い合わせ先

生駒市企画政策課 ☎ 0743-74-1111 (内線4170)